

## 第9回情報公開委員会検討部会議事概要

平成21年4月24日  
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成21年3月26日（木） 15:00～17:00
2. 場 所 幸ビル13階 会議室1303号室  
(東京都千代田区内幸町1丁目3番1号)
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授  
委 員 碧海 西葵 消費生活アドバイザー  
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院 法学研究科 教授  
委 員 高橋 明男 大阪大学 大学院 法学研究科 教授  
委 員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議 題 (1) 開示請求対応状況について（平成20年10月22日以降）
  - ① 放射性セシウムトラップの開発(Ⅱ)
  - ② 岐阜県内の自治体に支払った案件に係る根拠文書等(2) 情報公開窓口の名称の統一について  
(3) 機構公印の印影の取扱いについて  
(4) その他
5. 配布資料
  - 部会9-1 放射性セシウムトラップの開発(Ⅱ)に関する請求対応について
  - 部会9-2 岐阜県内の自治体に支払った案件に係る根拠文書等に関する請求対応について
  - 部会9-3 情報公開窓口の名称の統一について
  - 部会9-4 機構公印の印影の取扱いについて
6. 議事要旨  
説明者の都合により議題の順序を変更した。
  - (1) 機構公印の印影の取扱いについて  
事務局から、部会9-4に基づき、機構公印の印影の取扱いについて説明があった。  
これに対して、委員から以下の意見があった。  
(委員) 機構公印の印影の開示・不開示の判断については、その公印の用途及び認証機能等により判断が分かれるところである。機構としても、公印の用途及び認証機能等を勘案し、判断されたい。  
(機構) 拝承。

(2) 開示請求対応状況について（平成20年10月22日以降）

① 放射性セシウムトラップの開発(Ⅱ)に関する請求対応について

主管部署から、部会9-1に基づき、請求対応について説明があった。

これに対して、委員から以下の意見があった。

(委員) 機構の研究者は、研究開発成果報告書の公表や学会発表の場合は自ら氏名を公表しているが、開示請求になると不開示となる場合があり、違和感がある。

(機構) 研究者自らが成果を発表しているケースでは、一般職員等であっても氏名を公表している。本件のように実施責任者の指揮のもとで行った業務の報告書の場合には、著者名の開示・不開示を氏名の慣行公表の有無で判断している。今後もより公開性を高める努力を払っていきたい。

② 岐阜県内の自治体に支払った案件に係る根拠文書等に関する請求対応について

主管部署から、部会9-2に基づき、請求対応について説明があった。

また、事務局から、本件では一部支払い案件につき、領収証書類原本が保管されていなかったため、金融機関の領収印がない写しを特定の上、説明責任を果たす観点から納税証明書を提供したとの補足説明があった。

これに対して委員から以下の意見があった。

(委員) 特定文書が保管されていなかったのであれば、開示請求に対する処分としての当該文書はなかったことが明確に通知されるべきである。

(委員) 今後、請求された文書が保管されていなかった場合には、同様の情報が記載された文書を取得又は作成して情報提供を行うのか。機構として一貫した対応が望まれる。

(機構) 今後、本件のように特定文書の一部が不存在の場合には、開示決定通知書等に不存在の文書名や不存在の理由を明確に記載することにする。また、本件での情報提供は、説明責任を果たすことが必要と考え、行ったものである。

(委員) 機構から、領収証書類原本が保管されていなかったため、その対応として開示決定通知書に納税証明書の情報提供を行う等の説明を記載したとの説明があった。しかしながら、開示決定通知書にこのような記載を行うと、請求に対する処分のようにも捉えられ、その位置付けが不明確となる。本件で行った情報提供が任意のものであれば、開示決定通知書とは別の文書で通知すべきである。

(機構) 拝承。

(3) 情報公開窓口の名称の統一について

① 事務局から、部会9-3に基づき、情報公開窓口の名称の統一について説明があった。これに対して、以下の意見があった。

(委員) ファックス番号の記載がないインフォメーションコーナーがあり、統一がとれていないように見受けられる。各情報公開窓口にはファックスが設置されているのであれば、全て、ファックス番号を記載すべきではないか。

(機構) 拝承。

(4) その他

事務局から、職員の略歴等の具体的な個人情報が記載されている文書に関する国からの意見照会対応について、以下のような説明があった。

現在公になっている職員の略歴等の具体的な個人情報については、開示することとした。

以上